サービス付き高齢者向け住宅における 医療・介護連携のガイドライン

平成27年3月

● 東京都福祉保健局

「サービス付き高齢者向け住宅における医療・介護連携のガイドライン」の策定にあたって

サービス付き高齢者向け住宅は、高齢者単身・夫婦世帯の急激な増加などを背景とし、平成2 3年4月に改正された「高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号。以下 「高齢者住まい法」という。)」により制度化されました。

平成23年10月の登録開始から約3年が経過し、平成27年2月現在、都内のサービス付き 高齢者向け住宅は、242件9,153戸が登録され、登録数の増加に伴い、各住宅において想 定する入居者像、サービス内容等は多様化しています。

サービス付き高齢者向け住宅の数が大幅に増加していく中、入居する高齢者が不利益を被ることのないよう、制度の適切な運用を図っていくとともに、高齢者人口が急増することを念頭に、 高齢者がニーズに沿ったサービスを受けながら、安心して住み続けられる体制を充実させること が必要となります。

東京都では、平成21年度から、高齢者が医療や介護が必要になっても住み慣れた地域で住み続けることができるよう、住宅・医療・介護の三者が連携する「東京都医療・介護連携型サービス付き高齢者向け住宅モデル事業」等を実施し、サービス付き高齢者向け住宅における医療・介護連携のあり方について検証を行ってきました。

この度東京都は、超高齢社会を背景としたニーズに応えるため、こうした検証を踏まえ、より 多くのサービス付き高齢者向け住宅において、医療や介護との連携が適切に行われることにより、 高齢者が安心して地域で暮らし続けることができるよう、「サービス付き高齢者向け住宅における 医療・介護連携のガイドライン」を作成しました。

サービス付き高齢者向け住宅における医療や介護との連携は、医療や介護を必要とする入居者 の生活の支援等が中心となりますが、今後、更に高齢化が進むことが見込まれる中で、こうした 連携の重要性がますます高まることが考えられます。

同時に、高齢者が希望するサービスや事業者を自由に選択できるよう、サービス提供に関する 透明性が確保されなければなりません。

サービス付き高齢者向け住宅を運営している方をはじめ、サービス付き高齢者向け住宅事業に 関係する皆様が、医療・介護との連携体制の強化と、入居者への適切なサービス提供の実施のた めに、当ガイドラインをご活用いただけると幸いです。

目 次

1	サー	-ビス付き高齢者向け住宅における医療・介護連携のガイドラインについて 1 -
	(1)	本ガイドラインの目的及び位置付け
	(2)	本ガイドラインにおける用語の定義
2	サー	- ビス付き高齢者向け住宅とは
	(1)	サービス付き高齢者向け住宅制度の創設
	(2)	サービス付き高齢者向け住宅の特徴 4 -
3	東京	京都のサービス付き高齢者向け住宅の状況 ······ 6 ·
	(1)	都内のサービス付き高齢者向け住宅の現状
	(2)	サービス付き高齢者向け住宅における医療・介護連携の必要性 8 -
4	サー	-ビス付き高齢者向け住宅における医療・介護連携のポイント 9 -
	(1)	医療・介護連携の前提条件
	(2)	立地・建物の構造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
	(3)	人員の配置 20 -
	(4)	連携の手段(情報共有) … 23 -
	(5)	医療・介護連携の質の向上のための取組
5	参考	6資料 ····································
	(1)	東京都医療・介護連携型サービス付き高齢者向け住宅モデル事業33
	(2)	サービス付き高齢者向け住宅における医療・介護連携のチェックリスト 41・